

質疑回答票 (R7. 9. 8 回答分)

入札件名： 公共ライドシェア実証運行業務委託（再度）

質疑	回答
<p>① ドライバー用の準備機器について。</p> <p>仕様書 4. 業務内容（2）業務内容 ②システムの保守・運用支援業務 ア 保守・運用（オ）の記載に、ドライバー用に準備する機器を「タブレット」と明記されていますが「スマートフォン」での提供でも問題ないでしょうか？</p> <p>また、同項において「リースで用意すること」との記載がありますが、これは貴市とリース契約を結ぶということではなく、受託者の有するハードウェアを実証実験期間中にドライバーや運行管理業務を担う交通事業者に貸与するという解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>① 本市が明記しているタブレットとは、画面の大きさが標準的な9～10インチで、インターネット回線を利用した通信機能等を有することによって、タクシー事業者が不自由なくライドシェアドライバーの点呼をおこなえることや、不自由なく配車通知を受け取ることができるものを指します。したがって、これと同等の機能を有する物であれば問題ありません。</p> <p>また、実証期間中において、本市とリース契約を結ぶということではなく、かつ上述の仕様を有したハードウェアを有する事業者様と受託者との間でリース契約を結び調達することを想定しています。しかしながら、受託者が有するハードウェアを貸与可能な場合は、そのようにご対応いただいても問題はありません。</p>
<p>② 利用者によるアンケートに関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容（2）業務内容 ⑥満足度の効果測定においては、「アプリやアンケート用紙を用いて…」との記載になっています。</p> <p>一方で、仕様書 4. 業務内容（5）システムに関わる要件 ②ユーザーアプリ ケにおいては、「利用者がアプリ上で評価を行い…」との記載になっています。</p> <p>利用者の満足度調査をアンケート用紙などで実施する場合には、ユーザーアプリに利用者評価機能を有さなくても良いと理解してOKでしょうか？</p>	<p>② 本実証実験の利用者は、アプリおよび電話による利用予約を想定していることから、利用者はアプリを使う人と使わない人が存在することになります。したがって満足度の調査にあたっては、アプリを使わない人に対してはアンケート用紙をタクシーおよびライドシェア車内に設置し、移動中に書いていただいた上で降車時に回収する方法を想定しているため、利用者の手間を考えると回収率が低いことが想定されます。一方で、アプリを使う人には、アプリで利用予約から満足度調査までを紙を介さずに実施できるやり方を取ることができ、回収率向上の観点や管理者が即時的にアンケート内容を確認できることから望ましいため、ユーザーアプリには利用者が評価できる機能を必要とします。なお、上記目的を達成するために、アプリからアンケート回答サイトにリンクし、サイト上で回答することも可能とします。</p>

<p>③ 運行管理業務について。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (1) 運行内容 表中の「運行管理」、仕様書 4. 業務内容 (2) 業務内容 ③プロジェクトマネジメント業務 エ において、運行管理業務については市内タクシー事業者（業務委託）/ 交通事業者が担うとの記載があります。</p> <p>この交通事業者が担う運行管理業務は、今回の委託案件の内に含まれますか。つまり、受託者が交通事業者に対して運行管理業務を再委託するという理解でよろしいでしょうか？それとも、運行管理業務は別契約で貴市から交通事業者に発注が為されるものでしょうか？</p> <p>また、前者（今回委託案件の内に含まれる）の場合、契約書（案）の第6条においては、再委託の禁止条項がありますが、運行管理業務は再委託することを前提とし、その他の業務の再委託に関しては貴市の承諾を要するという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>③ ご認識のとおりです。受託者が交通事業者に対して運行管理業務を再委託する形になりますが、すでに仕様書に記載している事項となることから運行管理業務は再委託することが前提となるため、本市の承諾は不要です。したがって、その他の業務の再委託に関しては本市の承諾を要します。</p>
<p>④ 再委託に関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (2) 業務内容 ④運転者の募集・採用及び… イ において、受託者がドライバーと業務委託契約を締結することが記載されています。</p> <p>契約書（案）の第6条においては、再委託の禁止条項がありますが、ドライバーに関しては再委託することを前提とし、その他の業務の再委託に関しては貴市の承諾を要するという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>（前項と同様の質疑です。）</p>	<p>④ ご認識のとおりです。質疑③への回答と同じ考え方により、ドライバーとの委託契約につきましても本市の承諾は不要です。</p>
<p>⑤ 再委託に関して。</p> <p>以下の2点について再委託の協議は可能でしょうか？</p> <p>① コールセンター業務【受託者の業務提携先への再委託】</p> <p>② 利用者からの運賃收受業務（現金含む）【運行管理を担う交通事業者へ再委託】</p> <p>※クレジットカードおよび QR 決済の決済加盟店を交通事業者名義で登録。</p>	<p>⑤ 再委託についての協議という観点につきましてもは可能です。協議の結果、①、②に記載の再委託先へ再委託が可能となった場合には、いずれにつきましても契約書（案）第6条に則ることで可能です。</p>
<p>⑥ 配車システムの仕様に関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (5) システムに関わる要件 ① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システ</p>	<p>⑥ ご認識のとおりです。</p>

<p>ム) アにおいて、「自動配車及び自動ルート生成が可能であること」の記載がありますが、「自動」という概念がどこまでのことを指すかについて確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配車：待機中のドライバーが応答することで配車マッチングを確定させる。(※システムが待機中のドライバーを無作為にマッチングするのではなく、ドライバーの応答という手動アクションが必要となります。) ・ルート生成：Google Map など汎用的な地図のナビ機能を利用して実現するという事で良いと解釈してよろしいですか？ 	
<p>⑦ 配車システムの仕様に関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (5) システムに関わる要件 ① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能 (配車システム) ケにおいて、「車両位置情報の確認ができること」の記載がありますが、これに関しては地図上に車両位置を表示するのではなく、ユーザーにおいては「配車指定地点までの到着予定時間」を確認できるような機能であったり、オペレーターにとっては車両のステータス状況を示す機能での代用は可能でしょうか？</p>	<p>⑦ 代用可能です。</p>
<p>⑧ 配車システムの仕様に関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (5) システムに関わる要件 ② ユーザーアプリ イにおいて、「車両位置情報の確認ができること」の記載がありますが、これに関しては地図上に車両位置を表示するのではなく、「配車指定地点までの到着予定時間」を確認できるような機能での代用は可能でしょうか？</p> <p>(前項と同様の質疑です。)</p>	<p>⑧ 代用可能です。</p>
<p>⑨ オペレーターツールの仕様に関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (5) システムに関わる要件 ④ オペレーターツール ア、イにおいて、「車両位置情報の確認ができること」の記載がありますが、これに関しては地図上に車両位置を表示するのではなく、車両がどのようなステータス状況にあるかを明示する機能での代用は可能でしょうか？</p>	<p>⑨ 代用可能です。</p>

<p>(前項と同様の質疑です。)</p> <p>例) 待機中 / 出発 (乗車場所へ移動中) / 乗車地到着 (利用者乗車待ち) / 送迎中 (目的地へ実車中) などの状態が管理できる。</p>	
<p>⑩ 配車システムの仕様に関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (5) システムに関わる要件 ① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能 (配車システム) カにおいて、2つの予約受付方法の内「即時予約」に関して、マッチング時間や迎車時間なども考慮し、少なくとも30分程度後のことを「即時」と解釈しますが、その解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>⑩ ご認識のとおりです。</p>
<p>⑪ ユーザーアプリの仕様に関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (5) システムに関わる要件 ② ユーザーアプリ オにおいて、乗降場所は、名称検索および自宅登録先から設定を可能とすることとし「お気に入り地点」等の登録機能は有さないことよろしいですか？</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (5) システムに関わる要件 ② ユーザーアプリ キにおいて、利用者へのリマインド通知は、マッチング成立時と依頼キャンセル時に通知することよろしいですか？</p>	<p>⑪ 前者の質問に対しては、目的地として頻繁に利用することが想定される自宅のように最低1か所が設定可能であれば、問題ありません。</p> <p>後者の質問に対しては、ご認識のとおりです。</p>
<p>⑫ オペレーターツールの仕様に関して。</p> <p>仕様書 4. 業務内容 (5) システムに関わる要件 ④ オペレーターツールにおいて、</p> <p>カ：トラブル時の新規予約停止は「システム管理者権限」にて対応します。</p> <p>キ：ドライバーのシフト登録機能は有さず、「待機中」のドライバーに対してマッチング依頼がなされる仕組みとします。</p> <p>ク：利用者に対するの通知機能は、アプリ以外の別手段 (コールセンター業務からの発信など) にて講じます。</p> <p>コ：各種データのダウンロード機能はオペレーターツールでは有さず、必要な場合は受託者から委託者 (貴市) に提出するという運用とします。</p> <p>これらの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>⑫ カ、ク、コに対しては、記載の方法で問題はございません。</p> <p>キに関しては、管理者側が運行する車両やドライバーシフトを即時に理解できるのであれば問題ありません。</p>

<p>⑬ 成果品に関して。 仕様書 4. 業務内容 (8) 成果品 ①成果品 アにおいて、納入成果品に「ライドシェアシステム一式」との記載がありますが、これに関してはライドシェアシステムに関するソフトウェア/ハードウェアの物品納入ではなく、ライドシェアサービスの機能提供という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>⑬ ご認識のとおりです。</p>
---	---------------------